

所得計算表

手順1 所得を計算する

(1) 給与所得のみの場合（別紙2（表1）を参照）

父母ともに給与所得者の場合は、給与収入金額が多い方に表1の給与所得控除額算定式Aを適用し、少ない方にBを適用する。父母の一方のみが給与所得者の場合はAを適用する。

・父の給与収入	—	算定式A又はBで算出した控除額	=	控除後の父の給与所得	
万円 (万円未満切り捨て)	—	万円 (万円未満四捨五入)	=	万円	
・母の給与収入	—	算定式A又はBで算出した控除額	=	控除後の母の給与所得	
万円 (万円未満切り捨て)	—	万円 (万円未満四捨五入)	=	万円	
					㉓父母の合算 万円

(2) 給与所得以外の場合（農業・不動産等）

・父の農業等所得	万円 (万円未満切り捨て)	←複数の所得がある場合は合算してください。 例 農業所得:200万円 + 不動産所得:50万円 = 250万円	
・母の農業等所得	万円 (万円未満切り捨て)		
			㉔父母の合算 万円

※給与所得と給与所得以外の両方の収入がある場合

給与所得は（1）の方法で、給与所得以外の所得は（2）の方法で所得を算出し、合算してください。（㉓+㉔）

手順2 特別控除額を計算する（別紙2（表2）を参照）

特別控除の該当する項目（ア～キ）に金額を記入し、合計を計算してください。

ア 母子家庭・父子家庭	万円	オ 主たる家計支持者の別居（続柄）	万円
イ 就学者（本人を除く。）	万円	カ 災害	万円
ウ 障害者（級）	万円	キ 本人を対象とする控除	74万円
エ 長期療養者	万円	ア～キ 合計	㉕ 万円

手順3 収入基準額と比較する（別紙2（表3）を参照）

父母の所得の合算	—	特別控除額	=	認定所得金額	≤	収入基準額
㉓+㉔ 万円	—	㉕ 万円	=	万円	≤	万円
収入基準額以下である必要があります。						

表 1 給与所得控除額算定式 A・B

給与所得控除額算定表 A

年間給与収入金額	控除額
400万円以下	年間給与収入金額×0.2+214万円
※年間給与収入金額が268万円未満の控除額は年間給与収入金額と同額	
400万円を超え781万円以下	年間給与収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

給与所得控除額算定式 B

年間給与収入金額	控除額
65万円以下	年間給与収入金額と同額
65万円を超え180万円以下	年間給与収入金額×0.4
(ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)	
180万円を超え360万円以下	年間給与収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下	年間給与収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間給与収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間給与収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

表 2 特別控除額表

区分	控 除 の 事 由	特 別 控 除 額				
A 世帯を 対象と する 控 除	ア 母子・父子世帯であること	99万円				
	イ 就学者のいる世帯であること (就学者1人につき)	小 学 校	31万円			
		中 学 校	46万円			
		区 分		自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国・公立	39万円	69万円
				私 立	88万円	118万円
		高等専門 学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
				4・5年次	43万円	72万円
			私 立	1～3年次	88万円	118万円
				4・5年次	87万円	116万円
		大 学		国・公立	74万円	121万円
				私 立	133万円	180万円
		専修 学校	高 等 課 程	国・公立	39万円	69万円
				私 立	88万円	118万円
			専 門 課 程	国・公立	36万円	81万円
				私 立	102万円	147万円
ウ 障害のある人がいる世帯であること	障害のある人1人につき 99万円					
エ 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
オ 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
カ 震災・風水害・火災その他の災害または 盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための 基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来 長期にわたって、支出増または収入減になると認められる年 間金額					
象B とす る 本 人 控 を 除 対	キ 本人を対象とする控除	74万円				

備考 1 A欄の「(イ)就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。
2 A欄の「(イ)就学者のいる世帯であること」の大学には、短期大学・大学院を含む。
3 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
4 申込時において、子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。
注) A欄の「(ウ)障害のある人がいる世帯であること」による控除は、申込者も含む。

<奨学資金給付（貸与）申請書の特別控除欄への記入について>

- 控除の事由で該当する項目（ア～キ）を特別控除欄に記入してください。 ※複数選択可
注) B欄の（キ）本人に対する控除は申請者全員が対象です。（キ）は必ず全員記入してください。

表 3 収入基準額表

世帯人員	収入基準額 (円)
1人	1,390,000
2人	1,980,000
3人	2,120,000
4人	2,290,000
5人	2,390,000
6人	2,500,000
7人	2,620,000
8人以上の場合	1人増すごとに 120,000円を、世帯人員7人の収入基準額 (2,620,000円)に加算